



2. 粉じん

(1) 一般粉じん

(平成12年9月31日現在)

種別	1	2	3	4	5	合 計	工 場 業 場 数
市町村名	コーナ	鉱物又は土石 の堆積場	アトコパ7及び パワコパ7	破砕機及び 摩 砕 機	ふ る い	合 計	
大塚市	2 (2)	61 (61)	403 (403)	57 (57)	35 (35)	558 (558)	59 (59)
堺市		21 (21)	61 (61)	31 (31)	13 (13)	126 (126)	22 (22)
岸和田市		7	48	3	3	61	8
豊中市			13			13	5
池田市						0	
吹田市			3			3	2
東大塚市		11	26	6	1	44	12
高槻市		3	52	20	10	85	8
貝塚市		5	2	1		8	5
守口市						0	
枚方市		1	35 (6)	9	2	47 (6)	5 (1)
茨木市		1	44	16	7	68	9
八尾市		1	8	2		11	2
泉佐野市		3	28			31	5
岸和田市		1	1			2	1
箕面市		1	18		1	19	4
河内長野市		1	9	2		12	3
松原市				1		1	1
大塚市		2	6			8	3
和泉市		5	40	12	13	70	7
箕面市		8	57	13	11	89	7
柏原市			2	3	1	6	1
羽曳野市		2	21	4	6	31	4
門真市		4	4	1		9	3
摂津市		3	1	1		5	4
高石市		1	5			6	2
藤井寺市						0	
東大塚市			11	1		12	2
泉南市			19	8	4	31	3
四条畷市			14	2	2	18	3
交野市			2			2	1
大阪狭山市			2			2	1
阪南市			9	9	1	16	3
高本町						0	
豊能町						0	
能勢町				2	1	3	2
北園町			2	1		3	1
熊取町			6			6	1
田尻町		1				1	1
柳町		1				1	1
太子町			1			1	1
河内町			1			1	1
美原町			2			2	1
千早赤阪村						0	
合 計	2 (2)	139 (82)	956 (469)	292 (88)	111 (48)	1410 (689)	204 (82)

(注) 1 ( ) 内は政令市分で内数である。  
2 ガス専業法に係るものを含む。

(2) 特定粉じん

(平成12年3月31日現在)

種別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	合 計	工 場 業 場 数
市町村名	解綿用 機 械	混合機	紡績用 機 械	切断機	研摩機	切削用 機 械	破砕機 及 び 摩 砕 機	プレス (鋼板加工用 に限る)	穿孔機	合 計	
大塚市	1 (1)	9 (9)		11 (11)	7 (7)	14 (14)	2 (2)	10 (10)		54 (54)	8 (8)
堺市											
岸和田市				3				47		50	5
豊中市											
池田市											
吹田市											
東大塚市											
高槻市	1	2		10	2	1	6		3	25	1
貝塚市											
守口市											
枚方市											
茨木市											
八尾市											
泉佐野市											
岸和田市											
箕面市											
河内長野市	1	4		1				2		8	1
松原市				1		5				6	1
大塚市											
和泉市											
箕面市											
柏原市	2	1		1	3		1	1		9	2
羽曳野市											
門真市											
摂津市											
高石市											
藤井寺市											
東大塚市		2		4	4			9		19	5
泉南市										37	5
四条畷市											
交野市											
大阪狭山市											
阪南市										11	1
高本町											
豊能町											
能勢町											
北園町											
熊取町											
田尻町									2	2	1
柳町											
太子町											
河内町											
美原町		3		3	9				7	22	3
千早赤阪村											
合 計	5 (1)	21 (9)	50	34 (11)	25 (7)	20 (14)	9 (2)	69 (10)	10	243 (54)	(33)

(注) ( ) 内は政令市分で内数である。